

学校法人会計基準の改正について

平成 25 年 12 月に文部科学省・日本公認会計士協会・日本私立学校振興・共済事業団の共催で新基準についての説明会が開催されました。そこでの資料や Q&A については、文部科学省の HP に掲載されています (http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/1342228.htm)。

ニュースレター平成 26 年 3 月号では、この Q&A の中から「予算」に関するものを取り上げましたが、今回は、計算書類の表示について解説します。

Q&A の Q9 において、事業活動収支計算書の特別収支に該当するものがない場合に、特別収支の部あるいは大科目を省略できるか否かが問われています。結論としては、「省略不可」です。計算書類を一般にわかりやすくする、他の学校法人との比較をしやすくするといった改正の趣旨をふまえ、特別収支に該当する項目の有無、大科目の有無等の情報を明示する方向で処理が統一されることとなったのです。

ここでのポイントは、新基準の第 5 号様式「事業活動収支計算書」の(注)1「この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。」の解釈です。Q&A によると、「この規定は小科目に関してのみ適用がある」と解されています。そして、この考え方は、今回の改正以降、第 1 号様式「資金収支計算書」の大科目及び第 7 号様式「貸借対照表」の大科目・中科目についても同様に統一することとされています。会計システムの中には、該当がない場合は科目が表示されない設定のものもありますが、改正後は、上記の考え方により、改正後は、該当がない大科目についても「予算 0、決算 0、差異 0」という形で計算書類に表示する必要があるため、システム更新の際にはご注意ください。

ここまでお読みになると、今回の改正に伴う新たな変更のように思われるかもしれませんが、この Q&A には続きがあります。確かに、大科目の扱いについては、これまで特に通知等は発出されていませんでした。しかし、実は、文部科学省の解釈を示すものとして、「新版学校法人会計基準詳説 平成 2 年版」(文部省高等教育局私学部長 野崎弘著)において、以前から同様の見解が示されていたのです。ところが、実務上の取扱いはバラバラであったことから、今回の改正を機に、処理の統一を図ることとされたようです。

以 上